

令和 8 年 1 月 30 日

全国有床診療所協議会会員 各位

一般社団法人 全国有床診療所協議会
理事長 猿木 和久

令和 8 年度診療報酬改定についてのお知らせ
～ベースアップ評価料算定のお願い～

拝啓 時下、ますますご健勝のことご拝察申し上げます。

令和 8 年度診療報酬改定は、日本医師会をはじめとする医療関係団体の懸命な働きかけにより、診療報酬本体プラス 3,09%、薬価等引下げマイナス 0,87%を考慮しても実質プラス 2,22%が確保できました。皆様の評価はいかがでしょうか。

さて、令和 6 年度診療報酬改定において、職員の賃金引上げによる医療機関の人材確保のためにベースアップ評価料が新設されましたが、令和 8 年度改定においても賃上げ分（ベースアップ評価料）として 1,70% もの大きな配分がなされています。医療機関の人材確保、経営安定化のためには職員の賃金引上げは必要不可欠であり、そのためにもベースアップ評価料の算定も重要となります。また、今改定で物価対応分（0,76%）として、有床診療所の初・再診料、入院基本料の引上げが決まっておりますが、入院基本料においてベースアップ評価料を算定していない場合、減算措置が講じられるようです。令和 7 年 7 月時点で有床診療所の 50,6% しかベースアップ評価料を算定されておりません。まだベースアップ評価料を算定されていない医療機関におかれましては、届出様式もかなり簡素化されておりますので、是非ともベースアップ評価料を算定していただき、職員の賃上げ、人材確保、経営安定化に取り組んでいただければ幸いです。なお、2025 年度補正予算での賃上げ支援事業（1 床：8,5 万円）でもベースアップ評価料算定（令和 8 年 3 月 1 日時点）が要件となっていることもあり、2 月中の届出をお願い致します。

敬具

＜参考＞

厚生労働省：ベースアップ評価料について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

届出様式、計算支援ツールなどがまとめられています